

眼科専門医制度

生涯教育事業 Web 開催 承認基準

(種別 B-4 事業用)

1. 承認期間

令和 4 年 10 月 1 日以降に開催される会を承認対象とする。

2. 承認条件

生涯教育事業として認定されている会であること。

認定審査が必要な会は、生涯教育事業の申請時または認定後に Web 開催の申請をすること。

なお、Web で開催する場合でも、生涯教育事業としての認定基準は現地開催と同様とする。

3. 申請方法

主催者は、①Web 開催申請書 ②プログラムおよび参加申込方法記載の案内状（案内メールでも可）を日本眼科学会事務局へ提出、またはオンラインシステムを使用し申請する。

申請期限は定めないが、運営上問題のないよう、余裕をもって申請すること。

4. 取得単位の上限

専門医が取得できる Web 開催事業の c)眼科領域講習単位は、適用期間ごとに上限を設け、上限を超えた単位は切り捨てとする。

オンデマンドのみで開催する場合は、開催日扱いとする日を定め、適用期間の基準とする。

適用期間：令和 4 年 10 月 1 日～令和 5 年 3 月 31 日 上限 10 単位

令和 5 年 4 月 1 日～令和 5 年 9 月 30 日 上限 10 単位

令和 5 年 10 月 1 日以降

10 月 1 日～3 月 31 日 上限 5 単位

4 月 1 日～9 月 30 日 上限 5 単位

5. 出席単位の認定条件

原則、主催者が下記の範囲内で認定対象を設定し、該当する参加者にのみ出席単位を認定する。

1)都道府県眼科医会、地区眼科医会主催の会：都道府県内かその地域に居住か勤務していること。

2)大学主催の会：都道府県内かその地域に居住か勤務していること、または所属があるか同門生であること。

3)その他の病院や研究会等主催の会：都道府県内かその地域に居住か勤務していること。

4)その他全国的に参加者を募る会：個別審査を行う。

注 1.主催者が Web 開催申請書に認定対象とする都道府県を明記し、上記に該当しない場合は個別に審査を行う。

- 2.参加登録時に所属の都道府県を確認し、認定対象に該当するか主催者が確認作業を行う。該当しない場合は単位認定を行わない前提で視聴を認める。
- 3.前回までの参加者へ開催案内を発送する場合は、認定対象に該当しなくても単位を認定する。ただし、主催者が一覧を作成し提出する。

6. 開催形態別 承認条件および単位数

c)眼科領域講習単位

現地開催 (サテライト会場を設ける場合)	本会場とサテライト会場は同じ単位数とする。 ただし、サテライト会場は本会場と同様に参加できる環境で開催することを原則とする。
ライブ配信	現地開催に近い形で会を進行することを原則とする。 視聴確認が取れた参加者に対し、現地開催と同様の単位を付与する。 ただし会の上限単位は <u>1日当たり最大 1.0 単位</u> とする。 Web 配信の視聴会場を設ける場合、視聴会場参加者の単位は Web 参加者と同じ扱いとする。
ハイブリッド開催	現地会場参加者：現地開催と同様の単位を付与する。 Web 参加者：視聴の確認が取れた場合に現地開催と同様の単位を付与する。 ただし最大単位数は現地開催時が <u>1.5 単位→1.0 単位</u> <u>1.0 単位以下→0.5 単位</u> とする。
オンデマンド	視聴確認が取れた参加者に対し、 <u>1日当たり 0.5 単位</u> を付与する。 単位付与の対象とする公開期間は最長 1 週間とし、それ以上公開する場合は単位付与の対象外とする。

- 注 1. 遠方の演者のみ Web 上で参加する場合は現地開催として扱うが、会場で座長が進行することを原則とする。
2. ハイブリッド開催とは、現地開催される会を配信し、同時に Web で視聴ができる会とする。
 3. 上記に当てはまらない開催形態の場合は、個別に審査を行い、単位数を決定する。

7. 視聴確認

視聴確認方法は主催者へ委ねるが、ログや確認時の画像等は記録として保存しておくこと。

令和 5 年 6 月

公益財団法人日本眼科学会
専門医制度委員会

お問い合わせ
日本眼科学会専門医制度委員会事務局
E-mail : jigyoun@po.nichigan.or.jp
または jigyounjos@gmail.com